

「民間等電子基準点の性能基準及び登録要領（案）」に関する

御意見の募集について

令和元年 5 月 31 日
国土交通省国土地理院
測地観測センター

この度、「民間等電子基準点の性能基準及び登録要領（案）」について、広く国民の皆様から御意見を以下の要領で募集いたします。お寄せいただいた御意見については、内容を検討の上、最終的な決定における参考とさせていただきます。

なお、お寄せいただいた御意見に対する個別の回答はいたしかねますので、あらかじめ御了承願います。また、お電話での御意見は受け付けかねます。

記

1. 意見公募の趣旨・目的・背景

国土地理院では、全国に約 1,300 点存在する電子基準点を維持管理しています。電子基準点は、「防災・減災、国土強靱化のための 3 か年緊急対策」（平成 30 年 12 月 14 日閣議決定）に該当する重要インフラであり、信頼性の高い測位情報を安定的に提供する必要があります。そのためには、電子基準点の設置・運用に当たり、一定の規格・基準を満たす必要があります。

一方、地理空間情報活用推進基本法（平成 19 年法律第 63 号）第 3 条（基本理念）の第 3 項には、地理空間情報の活用の推進に関する施策として「信頼性の高い衛星測位によるサービスを安定的に享受できる環境を確保すること」を旨として講ぜられるべきことが明記されていることに加え、同法第 6 条では、「衛星測位を活用したサービスの事業を行う者」は、「その事業活動に関し、良質な地理空間情報の提供等に自ら努める」旨が明記されており、事業者が設置する電子基準点に相当する GNSS 連続観測局においても、一定の規格・基準を満たす必要があります。

上記の状況に鑑み、今般、事業者が設置しようとする GNSS 連続観測局の規格を審査し、当該 GNSS 連続観測局を用いた測量の正確さを確保することを目的とした「民間等電子基準点の性能基準及び登録要領（案）」を検討しています。

具体的には、土木及び建築工事に活用可能な信頼性を確保でき、地殻変動監視にも活用可能な水準となる A 級と、一般的な位置情報サービスに活用され

る水準となるB級を設定します。

2. 意見公募の対象となる案及び関連資料の入手方法

- (1) 電子政府の総合窓口（e-Gov）（<https://www.e-gov.go.jp/>）の「パブリックコメント」欄に掲載（国土地理院ホームページにあるリンクからアクセスが可能）
- (2) 国土交通省国土地理院測地観測センター衛星測地課において配布

3. 御意見の提出方法

- (1) 電子政府の総合窓口（e-Gov）の意見提出フォームを使用する場合
「パブリックコメント：意見募集中案件詳細」画面の意見提出フォームへのボタンをクリックし、「パブリックコメント：意見提出フォーム」から提出を行ってください。
- (2) 郵送する場合
〒305-0811 茨城県つくば市北郷1番
国土交通省国土地理院測地観測センター衛星測地課宛て
- (3) F A X の場合
F A X : 029-864-6864
国土交通省国土地理院測地観測センター衛星測地課宛て
※なお、郵送又はF A Xにより御送付いただく場合は、別紙意見提出様式を御利用ください。

4. 御意見の提出上の注意

提出いただく御意見については、日本語に限ります。

また、個人の場合は住所、氏名及び連絡先を、法人の場合は法人名、所在地及び連絡先を記載してください。御提出いただいた御意見については、住所、氏名及び連絡先（法人の場合は法人名、所在地及び連絡先）を除き、公表させていただきますので、あらかじめ御承知おきください。

なお、御意見中に個人に関する情報であって、特定の個人が識別されうる記述がある場合又は法人等の財産権等を害するおそれがあると判断される場合には、公表の際に当該箇所を伏せさせていただく場合があります。

5. 御意見の募集期間

令和元年5月31日（金）から令和元年7月5日（金）まで
（郵送の場合は募集期間内の必着）

6. 公示資料（御意見の募集対象）

「民間等電子基準点の性能基準及び登録要領（案）」

以上

